

# 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

〔制定 平成12年2月1日公安委員会規則第1号〕  
〔改正 平成14年10月1日公安委員会規則第17号〕  
(原文縦書き)

岐阜県警察の警察官のうち、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二十三条第一項の公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 岐阜県警察本部長の職にある者
- 二 岐阜県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- 三 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

## 附 則(平成12年安委員会規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成四年岐阜県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

第一条中「第二十五条第一項」を「第十九条第三項」に改める。

別記様式中「第25条第1項」を「第19条第3項」に改める。

## 附 則(平成14年安委員会規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。